

平成 17 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン  
(コード番号 4 7 0 4 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長兼経営企画部長 名波 譲  
(TEL. 0 3 - 5 3 3 4 - 4 8 9 9)

### ストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会に提案することを決議いたしました。

#### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役、従業員、受入出向者、顧問及び従業員として採用を予定する者に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

#### 2. 新株予約権の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の数

合計 6,000,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

合計 12,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 500 株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 各新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 各新株予約権の行使に際する払込金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの金額 (以下、「行使価額」という。) は、新株予約権発行日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値とする。(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。)

ただし、当該金額が新株予約権発行日の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。1 円未満の端数は切り上げる。) を下回る場合は、当該平均値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合 (新株予約権、平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権行使期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位 (以下本項において「従前の地位」という。) を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から 45 日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障

害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者は、本株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、(6)の期間内において新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。
- ④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ⑤ その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記①～④の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。

#### (8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が(7)①～⑤の何れかの権利行使の条件を満たさない状態になった場合には、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

#### (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

- (10) その他、本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議において定めるものとする。

(注) 上記の決定は、平成17年3月25日開催予定の当社第16期定時株主総会において「当社並びに当社子会社の取締役、従業員、受入出向者、顧問及び従業員として採用を予定する者に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。また、新株予約権の具体的な発行及び割当の内容につきましては、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上